

26文科高第201号
平成26年5月26日

私振補第16号
平成26年5月26日

学校法人 理事長 殿

文部科学省高等教育局
私学部長 常 盤 豊

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 河 田 悌 一

平成26年度 私立大学等改革総合支援事業に係る調査について（依頼）

昨年度に引き続き、今年度においても私立大学等改革総合支援事業を実施します。当事業による支援を希望される場合は、別添「私立大学等改革総合支援事業について」を参照のうえ、下記により必要書類を提出願います。

また、提出書類は、予算要求資料や分析資料として文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団において利用することがあるとともに、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」等に基づき、文部科学省又は日本私立学校振興・共済事業団による情報公開の対象となります。このほか、文部科学省において、選定された大学等名を公表することがありますので、ご承知おきください。

記

1. 提出期限 平成26年9月10日（水）

2. 提出書類

- (1) 平成26年度私立大学等改革総合支援事業に係る調査について（回答）
- (2) 以下のうち、当該大学等で申請するものに係る調査票
 - ・平成26年度私立大学等改革総合支援事業調査票1（タイプ1：教育の質的転換）
 - ・平成26年度私立大学等改革総合支援事業調査票2（タイプ2：地域発展）
 - ・平成26年度私立大学等改革総合支援事業調査票3（タイプ3：産業界・他大学等との連携）
 - ・平成26年度私立大学等改革総合支援事業調査票4（タイプ4：グローバル化）

3. 提出方法 日本私立学校振興・共済事業団の電子窓口で提出

4. 調査票作成上の注意点

- (1) 回答にあたっては、入力要領を参照の上、対象要件等を確認し、正確に入力してください。
- (2) 調査票提出後、内容等に変更が生じた場合は、速やかに日本私立学校振興・共済事業団補助金課まで報告してください。

5. 提出先及び照会先

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 助成部 補助金課

【担当】企画調整係

TEL : 03 (3230) 7296・7297

FAX : 03 (3230) 8223 Eメール : hojokin@shigaku.go.jp

(本件担当) 文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第一係 03-5253-4111 (内線 2545)

「私立大学等改革総合支援事業」について

I. 趣旨・予算額

【趣旨】

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。

【予算額】

201億円（経常費144億円、活性化設備費46億円、施設・装置費11億円）

II. 支援対象校の選定

「私立大学等改革総合支援事業調査票」の回答内容をもとに点数化し、一定の点数以上の大学等を選定する。選定は以下のタイプ毎に行う。

■タイプ1「教育の質的転換」 … 300大学等

全学的な体制での教育の質的転換（学生の主体的な学修の充実等）を支援。

■タイプ2「地域発展」 … 150大学等

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援。

■タイプ3「産業界・他大学等との連携」 … 50大学等

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究を支援。

■タイプ4「グローバル化」 … 100大学等

語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援。

※ 上記4タイプについて、大学等の申請に応じ、複数タイプでの選定を可能とする。

ただし、タイプ2「地域発展」については、昨年度に引き続き、以下の①②の両方に該当する大学等は対象外とする。

①当該大学等の主たる所在地が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県（ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項、第33条第1項、第33条第2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。）の都府県であること。

②収容定員8,000人以上の大学等であること。

※ 平成25年度において、管理運営等に問題があるとして、私立大学等経常費補助金取扱要領（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）4(1)の規定に基づき減額又は不交付となった学校法人については、申請不可とする。

また、平成26年度において同様の理由により減額又は不交付となった学校法人については、支援対象校の選定を取り消すこととする。

※ 学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生じた場合は、調整することがあり得る。

Ⅲ. 支援対象校に対する配分方法

1. 私立大学等経常費補助

[一般補助]

「教員経費」「学生経費」の一定割合（10%程度）を加算。
ただし、1校あたりの増額できる額に上限を設ける。

[特別補助]

「私立大学等改革総合支援事業調査票」の回答内容をもとに点数化し、
タイプ毎に表形式により増額。

※ 平成26年度において、私立大学等経常費補助金取扱要領（日本私立学校振興・共済事業団理事長
裁定）4(9)の規定等に基づき、当該私立大学等に係る補助金の全額を交付しないこととなっ
た場合は、上記増額も行われぬ。

2. 私立大学等教育活性化設備整備事業 [10/10補助]

3. 私立大学等教育研究施設整備費補助（私立大学等改革総合支援事業分）[1/2補助]

支援対象校に選定された私立大学等において、取組の実施に必要な施設費・設備費があ
る場合、文部科学省に対して申請書等を提出し、認められた経費について補助。

2及び3の申請手続等については、文部科学省から別途ご案内します。

Ⅳ. スケジュール（予定）

- | | |
|--------|---|
| 5月26日 | 「私立大学等改革総合支援事業調査票」調査依頼 |
| 9月10日 | 「私立大学等改革総合支援事業調査票」提出期限
(私立大学等教育活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助についても同時期までに文部科学省に申請) |
| 10月頃 | 支援対象校の決定
(私立大学等教育活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助の交付内定) |
| 12～1月頃 | 私立大学等教育活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助の交付決定 |
| 2～3月頃 | 私立大学等経常費補助の交付決定（支援対象校は最終交付で増額） |

Ⅴ. 問い合わせ先

【私立大学等改革総合支援事業の全般に関すること】

文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第一係
03-5253-4111（内線2545）

【私立大学等経常費補助に関すること】

日本私立学校振興・共済事業団 助成部 補助金課 企画調整係
03-3230-7296, 7297

【私立大学等教育活性化設備整備事業に関すること】

文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第一係
03-5253-4111（内線2545）

【私立大学等教育研究施設整備費補助に関すること】

文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第二係
03-5253-4111（内線2774）